

○いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成17年12月 5 日規則第86号

改正

平成18年 3 月29日規則第 3 号

平成19年 9 月21日規則第25号

平成27年 5 月28日規則第19号

平成28年 3 月28日規則第10号

平成29年 2 月22日規則第 6 号

令和 2 年 6 月 5 日規則第23号

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年いすみ市条例第114号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公共的団体の範囲)

第 2 条 条例第 5 条第 1 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第 1 項の規定に

より設立された土地開発公社

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区

(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があると市長が認定した者

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（許可の申請）

第3条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模埋立て等許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書）

(2) 小規模埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図

(3) 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限る。）

(4) 小規模埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(5) 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書

(6) 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書

(7) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書

(8) 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面

(9) 小規模埋立て等に供する区域の土地が自らの所有でない場合にあつては、小規模埋立て等土地使用承諾書（様式第3号）及びこれを証するものとして、同書類に押印した土地所有者の印鑑登録証明書

(10) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第6条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等（一時たい積）許可申請書

(様式第4号)とする。

4 条例第6条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第8号及び第9号に掲げる書類及び図面

(2) 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)

(条例第7条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人)

第3条の2 条例第7条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、事業主らの使用人で、次の各号に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、小規模埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(構造上の基準)

第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、一時たい積の場合にあつては、別表第3に定めるとおりとする。

(構造上の基準に係る適用除外)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第6条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所並びに小規模埋立て等に使用される土砂等の量(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)、採取場所及び搬入計画の変更とする。

2 条例第8条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等変更許可申請書(様式第5号)とする。

3 条例第8条第2項の規則で定める書類及び図面は、第3条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 条例第8条第3項の規定による届出は、小規模埋立て等変更届(様式第6号)を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第7条 条例第10条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届(様式第7号)を提出して行わなければならない。

2 条例第10条の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書

面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取元証明書（様式第8号）とする。

3 条例第10条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（様式第9号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第10号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限り、以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第10条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第11号）とする。

（土砂等の量等の報告）

第8条 条例第11条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあっては、条例第15条第2項又は条例第16条第1項の規定による届出のとき）に、小規模埋立て等状況報告書（様式第12号）を提出して行わなければならない。

2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第11条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあっては、条例第15条第2項又は条例第16条第1項の規定による届出のとき）に、小規模埋立て等（一時たい積）状況報告書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

（地質検査の報告）

第9条 条例第12条の地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごと（条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、次に掲げる方法により行わなければならない。

（1）地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の

当該中央地点と当該区域の境界線の中間の4地点)の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。

(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から3月ごと(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日)に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

3 条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日まで)に、小規模埋立て等地質検査報告書(様式第14号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 検査に使用した土砂等の採取場所を記載した図面及び現場写真

(2) 検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書

4 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(条例第15条第2項の廃止の届出又は条例第16条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日まで)に、前条の規定の報告書に前項の掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(標識)

第10条 条例第14条第1項に規定する標識の様式は、小規模埋立て等に関する標識(様式第15号)とする。

2 条例第14条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可年月日及びその番号

(2) 小規模埋立て等の目的

(3) 小規模埋立て等に供する区域の所在地

- (4) 事業者らの住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
- (5) 小規模埋立て等の施工期間
- (6) 小規模埋立て等に供する区域（一時たい積にあつては、小規模埋立て等事業場の面積
- (7) 小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時たい積にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 現場責任者の氏名
- (9) 小規模埋立て等に供する区域の見取図
(廃止等の届出)

第11条 条例第15条第2項の規定による届出は、小規模埋立て等廃止（中止）届（様式第16号）を提出して行わなければならない。

（完了の届出）

第12条 条例第16条第1項の規定による届出は、小規模埋立て等完了届（様式第17号）を提出して行わなければならない。

（承継の届出）

第13条 条例第17条第2項の規定による届出は、小規模埋立て等承継届（様式第18号）を提出して行わなければならない。

（身分を示す証明書）

第14条 条例第24条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第19号）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の夷隅町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年夷隅町規則第3号）、大原町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年大原町規則第1号）又は岬町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成10年岬町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第25号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成27年5月28日規則第19号）

この規則は、平成27年5月29日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定（「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月5日規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第10条及び様式第15号の規定は、この規則の施行日以後になされた許可の申請に係る標識について適用し、施行日前になされた許可の申請に係る標識については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第4の規定は、この規則の施行日以後になされた許可の申請により行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前になされた許可の申請により行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等については、なお従前の例による。

4 この規則による改正後の様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第16号、様式第17号及び様式第18号の規定は、この規則の施行日以後になされた許可の申請により提出する書類について適用し、施行日前になされた許可の申請により提出する書類については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第5条関係）

1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為

- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する同法第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を

要する開発行為

- 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険地区内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 19 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 24 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第2（第4条関係）

小規模埋立て等の構造上の基準

- 1 小規模埋立て等を行う区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に小規模埋立て等を行う場合にあっては、小規模埋立て等を行う前の地盤と小規模埋立て等に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 小規模埋立て等の高さ（小規模埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を用い

る場合にあつては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該小規模埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		小規模埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、れき、砂質土、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)	土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(小規模埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあつては1.5メートル)以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第

16号) 第6条から第10条までの規定に適合すること。

- 5 小規模埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、必要に応じ、のり面の途中に小規模埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 小規模埋立て等の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張りモルタルの吹きつけ等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 小規模埋立て等の行われる区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3(第4条関係)

一時たい積に係る構造上の基準

- 1 一時たい積が行われる区域の隣接地とたい積を行う場所との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積によるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別表第4(第7条、第9条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表測定方法の欄に掲げる方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	

六価クロム	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム以下	
砒素	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき15ミリグラム未満	
総水銀	検液 1 リットルにつき0.0005ミリグラム以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき125ミリグラム未満	
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	

化ビニルモノ マー)		
1,2—ジクロロ エタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	
1,1—ジクロロ エチレン	検液 1 リットルにつき 0.1ミ リグラム以下	
1,2—ジクロロ エチレン	検液 1 リットルにつき 0.04ミ リグラム以下	
1,1,1—トリク ロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリ グラム以下	
1,1,2—トリク ロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	
トリクロロエ チレン	検液 1 リットルにつき 0.03ミ リグラム以下	
テトラクロロ エチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミ リグラム以下	
1,3—ジクロロ プロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	
チオベンカル	検液 1 リットルにつき 0.02ミ	

ブ	リグラム以下	
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

様式第1号（第2条関係）

公共的団体認定申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

㊟

電話番号

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 小規模埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

様式第2号（第3条関係）

（第1面）

小規模埋立て等許可申請書

年 月 日

いすみ市長 様

住 所
 土地所有者 氏 名 ㊟
 電話番号
 住 所
 管理者・占有者 氏 名 ㊟
 電話番号
 住 所
 埋立施工者 氏 名 ㊟
 電話番号
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条の規定により、小規模埋立て等の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

小規模埋立て等に供する区域の位置及び面積	地番	面積 (実測) m ²
事業目的		
小規模埋立て等に使用される土砂等の量及びその期間	土砂等の使用量 m ³ 年 月 日～ 年 月 日	
小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等に供する区域の構造・・・別添図面のとおり		
小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項・・・別紙及び別添図面のとおり		

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）2 小規模埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図3 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限る。）4 小規模埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し5 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書6 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書7 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書8 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面9 小規模埋立て等に供する区域の土地が自らの所有でない場合にあっては、小規模埋立て等土地使用承諾書及び印鑑登録証明書10 その他（ ）
------------------	--

別紙

小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

採取場所・排出事業者名	搬 入 計 画 等					
	予 定 量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂の 種 類	備 考
			～	～		

注 搬入土砂の種類欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

様式第3号（第3条関係）

小規模埋立て等土地使用承諾書

平成 年 月 日

いすみ市長 様

承諾者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話番号

（土地所有者）

（小規模埋立て等の申請者）

は、 に対し、下記のとおり小規模埋立て等に供する土地として提供することを承諾しましたので、印鑑登録証明書を添えて提出します。

記

- 1 小規模埋立て等の申請者氏名若しくは名称、住所、法人の代表者の氏名
- 2 小規模埋立て等に供する区域の位置
- 3 提供する土地の承諾期間 年 月 日～ 年 月 日

4 提供する土地の一覧 合計 m²（公簿）

土地の所在・地番	地目	面積	備考

注 提供する土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

様式第4号（第3条関係）

（第1面）

小規模埋立て等（一時たい積）許可申請書

年 月 日

いすみ市長 様

住所
 土地所有者 氏名 ⑩
 電話番号
 住所
 管理者・占有者 氏名 ⑩
 電話番号
 住所
 埋立施工者 氏名 ⑩
 電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条の規定により、小規模埋立て等の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

小規模埋立て等に供する区域の位置及び面積	地番	面積 (実測)	m ²
年間の小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量	年間の搬入予定量	m ³	1日平均 m ³
	年間の搬出予定量	m ³	1日平均 m ³
小規模埋立て等の期間	年 月 日～	年 月 日	
小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造・・・・・・別添図面のとおり			

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 住民票の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書）2 小規模埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図3 小規模埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面5 小規模埋立て等に供する区域の土地が自らの所有でない場合にあつては、小規模埋立て等土地使用承諾書及び印鑑登録証明書6 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）7 その他（ ）
------------------	---

様式第5号（第6条関係）

（第1面）

小規模埋立て等変更許可申請書

年 月 日

いすみ市長 様

住所
土地所有者 氏名 ⑩
電話番号
住所
管理者・占有者 氏名 ⑩
電話番号
住所
埋立施工者 氏名 ⑩
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けいすみ市指令第 号で許可を受けた事項について変更したいので、いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第8条の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更の内容		
変更の理由		

(第2面)

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。
	1 小規模埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図
	2 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限り、一時たい積の場合にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）
	3 小規模埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	4 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書
	5 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
	6 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
	7 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
	8 小規模埋立て等に供する区域の土地が自らの所有でない場合にあっては、小規模埋立て等土地使用承諾書及び印鑑登録証明書
9 その他（ ）	

様式第6号（第6条関係）

小規模埋立て等変更届

年 月 日

いすみ市長 様

住 所
土地所有者 氏 名 ㊟
電話番号
住 所
管理者・占有者 氏 名 ㊟
電話番号
住 所
埋立施工者 氏 名 ㊟
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けいすみ市指令第 号で許可を受けた事項について変更したので、いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
住 所 (所在地)		
氏 名 (名 称)		
法 人 の 代 表 者		
小規模埋立て等に使用される土砂等の量(一時たい積の場合は搬入、搬出の予定量)		
小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所		
小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画		

注 住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、登記事項証明書を添付すること。

様式第7号（第7条関係）

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

いすみ市長 様

住 所
 土地所有者 氏 名 ㊟
 電話番号
 住 所
 管理者・占有者 氏 名 ㊟
 電話番号
 住 所
 埋立施工者 氏 名 ㊟
 電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けいすみ市指令第 号で許可を受けた事業について土砂等を搬入したいので、いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所	
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真……別添のとおり	
土砂等の採取工事名等	
土砂等の全体搬入量	m ³ （うち今回の搬入量 m ³ ）
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の搬入の事業者名	

様式第8号（第7条関係）

土砂等採取元証明書

年 月 日

_____様

発生元事業者
住 所
事業者名
代表者又は現場責任者 ④
電話番号

次の工事現場から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工事施工場所	
発 注 者	
工事施工期間	
当該工事に係る土砂等発生総量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5,000m ³ 以内）
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等最終処分事業者名	（一時たい積事業者）住所 氏名 （小規模埋立て等事業者）住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

様式第9号（第7条、第9条関係）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者
住 所
所 属
職氏名
電話番号

㊟

別添地質分析（濃度）結果証明書の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（ 搬入 ・ 定期 ・ 廃止 ・ 完了 ）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地 質 分 析 の 場 合 の 採 取 深 度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書に記載された番号等を記載すること。

地質分析 (濃度) 結果証明書					年 月 日	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> _____様 <div style="text-align: right;"> 発行番号 分析機関名 代表者 ㊟ 所在地 電話番号 計量証明事業者の登録番号 環境計量士 ㊟ </div> </div>						
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分)						
計量の対象	単 位	測定値	定 量 下限値	基準値	測 定 方 法	
カドミウム	mg/L			0.01	日本産業規格 K0102 55	
全シアン	mg/L			不検出	日本産業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く) 昭和46環告第59号付表1	
有機燐	mg/L			不検出	昭和49.環告第64号付表1、 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの	
鉛	mg/L			0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/L			0.05	日本産業規格 K0102 65.2	
砒素	mg/L			0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/L			0.0005	昭和46.環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/L			不検出	昭和46.環告第59号付表2、昭和49.環告第64号付表3	
P C B	mg/L			不検出	昭和46.環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/L			0.02	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
四塩化炭素	mg/L			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	mg/L			0.002	平成9環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/L			0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,2-ジクロロエチレン	mg/L			0.04	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			0.006	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン	mg/L			0.03	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン	mg/L			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム	mg/L			0.006	昭和46.環告第59号付表4	
シマジン	mg/L			0.003	昭和46.環告第59号付表5第1、第2	
チオベンカルブ	mg/L			0.02	昭和46.環告第59号付表5第1、第2	
ベンゼン	mg/L			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg/L			0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
ふっ素	mg/L			0.8	日本産業規格 K0102 34.1、34.4、昭和46.環告第59号付表6	
ほう素	mg/L			1	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
1,4-ジオキサン	mg/L			0.05	昭和46.環告第59号付表8	
農用地 田に限る	砒素	mg/kg		15	昭和50.総令第31号第1条第3項及び第2条	含有試験
	銅	mg/kg		125	昭和47.総令第66号第1条第3項及び第2条	
検体の性状	形状			色		におい
備考	発生場所： _____ 工事名： _____ 発生事業者名： _____ 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行われた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地： _____					

様式第11号（第7条関係）

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

_____様

売渡・譲渡元事業者

住 所

事業者名

代 表 者

㊟

電話番号

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき事業の許可を受けた区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の認可等を受けている下記の採取場から採取された土砂等であることに相違ありません。

記

認 可 採 取 場 所 在 地	
採 取 計 画 認 可 番 号	
認 可 期 間	年 月 日～ 年 月 日
認 可 採 取 量	m ³
事 業 区 域 所 在 地	
売 渡 し 又 は 譲 渡 し の 土 量	m ³
売 渡 し 又 は 譲 渡 し の 期 間	年 月 日～ 年 月 日

様式第12号（第8条関係）

小規模埋立て等状況報告書

年 月 日

いすみ市長 様

住所
土地所有者 氏名 ㊟
電話番号
住所
管理者・占有者 氏名 ㊟
電話番号
住所
埋立施工者 氏名 ㊟
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条の規定により、次のとおり報告します。

小規模埋立て等の許可	年 月 日 いすみ市指令第 号				
小規模埋立て等に供する区域の面積		m ² （うち実施済面積			m ² ）
小規模埋立て等に使用される土砂等の量		m ³ （うち実施済量			m ³ ）
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日				
採取場所・排出事業者名	採取計画量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
合 計					

様式第14号（第9条関係）

小規模埋立て等地質検査報告書

年 月 日

いすみ市長 様

住所
土地所有者 氏名 ⑩
電話番号
住所
管理者・占有者 氏名 ⑩
電話番号
住所
埋立施工者 氏名 ⑩
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条の規定により、地質の検査結果を次のとおり報告します。

小規模埋立て 等の許可	年 月 日いすみ市指令第 号
土砂等の採取場所………別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析（濃度）結果証明書………別添のとおり	

様式第15号（第10条関係）

120cm以上	
小規模埋立て等に関する標識	
事業の許可	年 月 日いすみ市指令第 号
事業の目的	
土地所有者の住所、氏名、連絡先	住所（所在地）
	氏名（名称）
	連絡先
管理者・占有者の住所、氏名、連絡先	住所（所在地）
	氏名（名称）
	連絡先
埋立施工者の住所、氏名、連絡先	住所（所在地）
	氏名（名称）
	連絡先
事業の施工期間	年 月 日～ 年 月 日
事業区域（事業場）の面積	事業区域の見取図
土砂等の採取場所及び搬入予定量 （一時たい積の場合は、土砂等の年間の搬入及び搬出予定量）	
現場責任者の氏名	

90cm以上

↑

↓

50cm以上

↑

↓

様式第16号（第11条関係）

小規模埋立て等廃止（中止）届

年 月 日

いすみ市長 様

土地所有者 住所 氏名 電話番号 ④

管理者・占有者 住所 氏名 電話番号 ④

埋立施工者 住所 氏名 電話番号 ④

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

小規模埋立て等に係る事業を廃止（中止）したいので、いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立て等の許可	年 月 日	いすみ市指令第 号
小規模埋立て等の期間等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 (中止期間 年 月 日～ 年 月 日)	
小規模埋立て等を廃止した場合は、小規模埋立て等に供する区域の構造………別添図面のとおり		
小規模埋立て等を中止した場合は、小規模埋立て等に供する区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置………別添施工図面のとおり		
一時たい積のうち土砂等がたい積されている面積		m ²

様式第17号（第12条関係）

小規模埋立て等完了届

年 月 日

いすみ市長 様

土地所有者 住所 氏名 電話番号 ④
管理者・占有者 住所 氏名 電話番号 ④
埋立施工者 住所 氏名 電話番号 ④

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

小規模埋立て等に係る事業が完了したので、いすみ市小規模埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第1項の規定により、次
のとおり届け出ます。

小規模埋立て 等の許可	年 月 日 いすみ市指令第 号
小規模埋立て 等の期間	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した小規模埋立て等に供する区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	

様式第18号（第13条関係）

小規模埋立て等承継届

年 月 日

いすみ市長 様

土地所有者 住所 氏名 電話番号
管理者・占有者 住所 氏名 電話番号
埋立施工者 住所 氏名 電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

小規模埋立て等に係る事業を承継したので、いすみ市小規模埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条第2項の規定により、次
のとおり届け出ます。

小規模埋立て 等の許可	年 月 日 いすみ市指令第 号
承継前の事業者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
承継の理由	
事業の承継を証する書面・・・・・・・・別添のとおり	

様式第19号（第14条関係）

（表）

	第 号
	職 氏 名
	生年月日
写 真	上記の者は、いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第24条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。
	年 月 日発行
	いすみ市長 印

（裏）

いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例抜粋 (立入検査)
第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、小規模埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。